

～SNS をきっかけとした消費者トラブルにあわないために～

「コミュニケーションのため」「情報を探するため」「交流関係を広げるため」などの目的で、手軽で便利なSNSが幅広い年齢層で利用されています。中には、悪質商法の勧誘手口として悪用されるケースもありますので注意してください。

●相談事例

①SNS 上の広告がきっかけとなるトラブル

SNS の広告に「初回限定500 円」というダイエットサプリがあり申し込んだ。商品が届いて飲んでみたが、特によいとは思わなかったのもそのままにしていたところ、同じ会社から2 回目の商品が届き、請求額が3,000円となっていた。同封された書面を見て、初めて最低3回購入の定期購入の商品だったと気づいた。

②SNS 上で知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブル

SNS で知り合った相手とやりとりを始めて間もなく、別の出会い系サイトに誘われた。専用ページでの個人情報交換を求められ、そのための費用を支払ったが、何度試みてもエラーが出て専用ページに入らず、個人情報が交換できない。これまでに計50 万円以上も支払った。

③SNS 上で知り合った相手との個人間取引のトラブル

SNS でやりとりをした相手から、コンサートチケットの購入を持ち掛けられて応じた。チケット代金約4 万円を相手から知らされた住所宛てに送金した後、連絡が取れない。SNS の相手のアカウントは削除されており、知らされていた電話番号もつながらない。

●アドバイス

○SNS 上の広告がきっかけとなるトラブルには、健康食品や化粧品などの「お試し」定期購入に関するものが見られます。「お試し価格」など通常価格よりも低価格で購入できることや、ダイエットなどの効果が強調される一方、事例 のように2 回目の商品発送以降に高額な請求を受けるケースもあります。

○広告からリンクした先の通販サイトの表示や利用規約もよく確認しましょう。念のため、表示されている画面を保存したり、印刷しておきましょう。

○SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう。

○相手から身分証明書の送付や個人情報の書き込みを求められても安易にしないようにしましょう。より大きなトラブルに発展することがあります。

困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

今治市消費生活センター Tel 0898-36-1655

(平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)

愛媛県消費生活センター Tel 089-925-3700

消費者ホットライン Tel 188 (いやや！)



県消費生活相談窓口イメージキャラクター

「こまどりのPiPi (ピピ)」